

平成28年度
包括外部監査結果報告書
概要版

「県の特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について」

平成29年3月
熊本県包括外部監査人
樋口信夫

『平成 28 年度包括外部監査結果報告書』の概要

熊本県包括外部監査人
樋口信夫

テーマ「県の特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について」

I. 外部監査の概要（本文 P1～P2）

(1) 選定した特定の事件（テーマ）

県の特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について

(2) 事件選定の理由

熊本県が公表している『財政事情 -熊本県財政のあらまし-』（平成 27 年 12 月公表）によれば、熊本県歳出構造の特徴として、高齢化の進展等により社会保障関係経費が年々増加（平成元年を 100 としたとき平成 26 年度 274）しているとしている。人件費は、職員定数の計画的削減等により抑制基調（平成元年を 100 としたとき平成 26 年度 106）であり、投資的経費は、公共事業の見直し等により減少基調（平成元年を 100 としたとき平成 26 年度 72）であるとしている。但し、投資的経費については、平成 24 年 7 月に発生した「熊本広域大水害」に加え、平成 28 年 4 月に発生した「熊本地震」の復旧・復興のために支出増加が見込まれる。

また、経常収支比率を用いた分析で「財政の硬直化」状態にあるとしている。その原因として、

- 三位一体の改革に伴う一般財源の減少
- 扶助費の増大など、容易に縮減できない義務的経費の増加
- 公債費（県債（借金）の返済）の高止まり

を挙げている。

熊本県の平成 27 年度一般会計及び特別会計の平成 27 年 9 月 30 日現在の予算現額は次表のとおりである。

(単

位：百万円)

	歳入	歳出
一般会計 合計	806, 272	806, 272
特別会計 合計	119, 950	119, 950
一般・特別会計合計	926, 223	926, 223

地方自治法第 209 条第 2 項において「特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行

う場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる」としている。

熊本県は、平成 27 年度 14 の特別会計を予算化しており、その予算割合は 13%弱を占めている。特別会計は、独立採算が原則とされるが、一般会計からの繰入があり、「財政の硬直化」の視点から特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について監査を実施することは意義のあることであると判断し、本テーマを選定した。

(3) 着眼点

- ① 県の特別会計に係る事務の執行及び事業の管理は、法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に行われているか。また、これらの支出は、有効的、効率的且つ経済的に行われているか。
- ② 恒常的な不用、繰越や多額の剰余金が放置されていないか。
- ③ 長年の特別会計において硬直的且つ過大な資源配分に陥っていないか。
- ④ 適正な受益者の負担、事業収入の確保や歳出削減努力がおろそかになっていないか。
- ⑤ 一般会計からの繰入れや借入れの存在等により、事業収支における受益と負担の関係が不明確になっていないか。
- ⑥ 特別会計に係る事業経費や事務経費等は、適切に計上されているか。
- ⑦ 特別会計により取得された財産の維持管理は適切に行われているか。

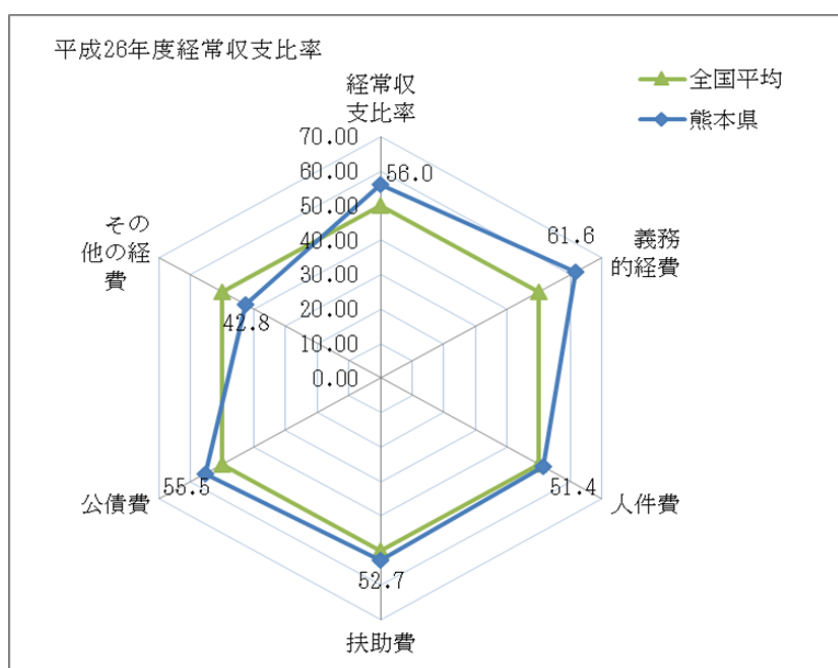
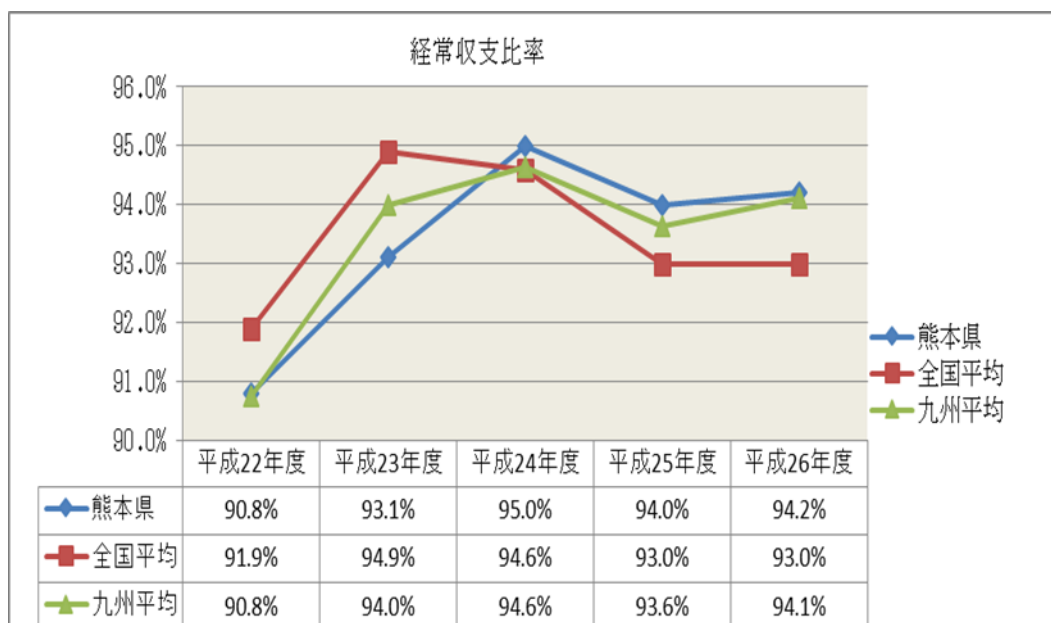
II. 熊本県歳入歳出決算額の概要（本文 P3～P14）

平成 27 年度決算において歳入調定額 776,770 百万円に対し、歳入決算額（収入済額）は 772,538 百万円である。この歳入決算額のうち、自主財源は 312,831 百万円であり依存財源は 459,708 百万円と歳入決算額に占める割合はそれぞれ 40.5%、59.5%である。歳入決算額の 60%弱を依存財源が占めている。平成 23 年度と比較すると、歳入決算額（収入済額）は 763,291 百万円であり、自主財源と依存財源の歳入決算額に占める割合はそれぞれ 37.9%、62.1%と公表されている。平成 23 年度歳入決算額と比較すると歳入額も増加しているが自主財源の占める割合も増えている。

一方、歳出決算額は 754,636 百万円であり、最も多いのは教育費 167,881 百万円であり、次が公債費 112,982 百万円、民生費 93,498 百万円と続く。

税収入など県歳入が伸び悩む一方で、人件費、社会保障関係経費、公債費など増加傾向にある歳出に歳入が向けられなければならない、政策的判断による歳出に予算を十分に配分できない状況に陥っている。

熊本県の経常収支比率の推移は次表のとおりである。ちなみに平成元年の経常収支比率は 70%を割っている。



また、平成 27 年度特別会計は、中小企業振興資金特別会計など 14 会計が予算化されている。熊本県特別会計は、特別会計の設置が法律上義務づけられている中小企業振興資金特別会計、林業改善資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計及び母子父子寡婦福祉資金特別会計以外に条例をもって設定している高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計ほか 9 会計がある。

熊本県では危機的状況となっていた財政状況の再建に取り組むため、平成 21 年 2 月に「熊本県財政再建戦略」が公表されている。「熊本県財政再建戦略」では「持続可能な行財政システムの構築」を目標に掲げ、現行政の役割の再構築（市町村と民間等との役割分担の徹底的見直し）を行うとしている。具体的には、財政システム改革（歳入に応じた歳

出構造への転換)と行政システム改革(簡素で効率的な行政システムの構築)を進めるとしている。

III. 監査結果の概要(本文 P15~P163)

(1) 熊本県の特別会計

平成 27 年度熊本県は、一般会計とは別に 14 特別会計(就農支援資金貸付特別会計は平成 26 年度で終了)が予算化されている。

NO	特別会計名	担当部局課			備考
		部	局	課	
1	中小企業振興資金特別会計	商工観光労働部	商工労働局	商工振興金融課	
2	高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計	商工観光労働部	新産業振興局	企業立地課	
3	港湾整備事業特別会計	土木部	河川港湾局	港湾課	
4	臨海工業用地造成事業特別会計	土木部	河川港湾局	港湾課	
5	流域下水道事業特別会計	土木部	道路都市局	下水環境課	
6	林業改善資金特別会計	農林水産部		団体支援課	
7	沿岸漁業改善資金特別会計	農林水産部		団体支援課	
8	就農支援資金貸付特別会計	農林水産部	生産経営局	農地・担い手支援課	注 1
9	母子父子寡婦福祉資金特別会計	健康福祉部	子ども・障がい福祉局	子ども家庭福祉課	
10	県立高等学校実習資金特別会計	教育庁	教育指導局	高校教育課	
11	育英資金等貸与特別会計	教育庁	教育指導局	高校教育課	
12	市町村振興資金貸付事業特別会計	総務部	市町村・税務局	市町村課	
13	収入証紙特別会計	出納局		会計課	
14	公債管理特別会計	総務部		財政課	
15	チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計	環境生活部		環境政策課	注 2 熊本県特有

注 1) 就農支援資金貸付特別会計は、平成 26 年度で終了している。

注 2) この条例の施行により下記(1)から(4)の条例は廃止された。

- (1) 熊本県水俣湾等堆積汚泥処理事業特別会計条例(昭和 49 年熊本県条例第 35 号)
- (2) 熊本県のチッソ株式会社に対する貸付資金特別会計条例(昭和 53 年熊本県条例第 53 号)
- (3) 熊本県の財団法人水俣・芦北地域振興基金に対する貸付資金特別会計条例(平成 6 年熊本県条例第 60 号)
- (4) 熊本県の財団法人水俣病問題解決支援財団に対する出資金特別会計条例(平成 7 年熊本県条例第 76 号)

一般会計と特別会計の合計

(単位：百万円)

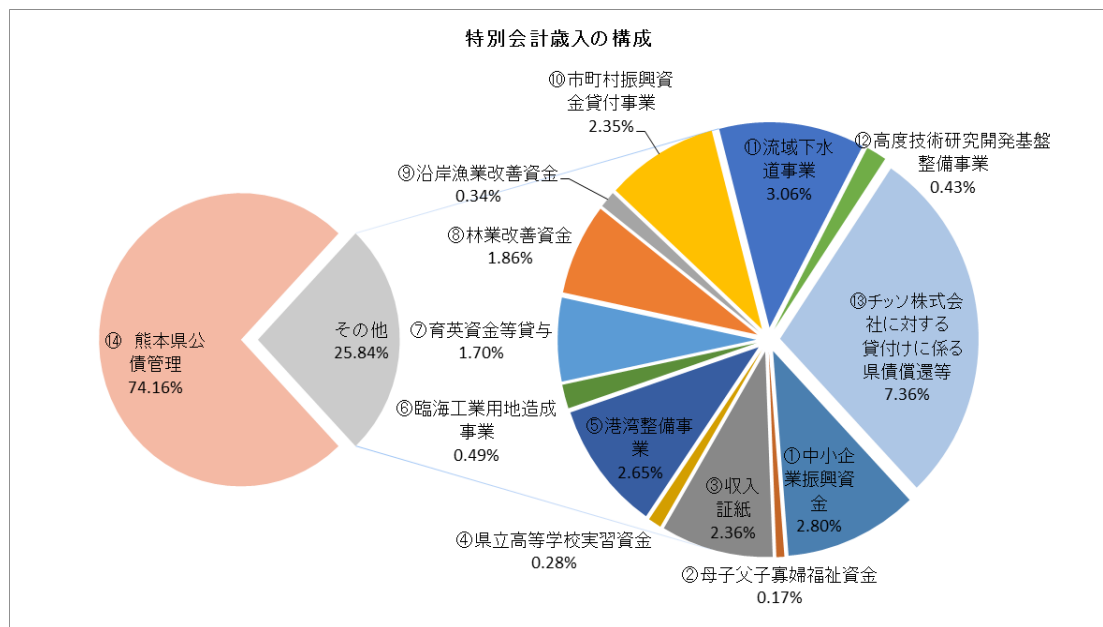
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入合計	889,875	881,820	921,015	904,713	898,727
歳出合計	858,663	850,966	876,822	873,795	872,158
歳入歳出差引合計	31,211	30,853	44,192	30,917	26,569

一般会計と特別会計の合計額に占める特別会計割合

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入合計	14.22%	13.49%	10.99%	14.27%	14.04%
歳出合計	13.71%	12.95%	10.56%	13.72%	13.47%
歳入歳出差引合計	28.31%	28.42%	19.52%	29.90%	32.62%

特別会計の歳入及び歳出の金額は、各年 15% から 10% の範囲内で推移しているが、歳入歳出差額のそれは 19% から 33% の範囲にあり、特別会計の歳入歳出差引額に占める金額は、前者に比較し高い水準にある。

平成 27 年度特別会計の会計毎歳入額の構成をグラフでみれば、次のとおりである。特別会計歳入合計額の 75% 近くを「公債管理特別会計」が占め、次に「チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計」が続いている。



(2) 特別会計に関する他県との比較

九州 8 県及び熊本県と同程度の県人口を有する群馬県、福島県、岡山県及び三重県のホームページより各県監査委員から出されている平成 26 年度歳入歳出決算審査意見書を入

手し、決算状況及び特別会計設置状況を比較した。

一般会計に対する特別会計の割合は、岡山県 40% 台半ば、福岡県 30% 台半ばと高いが、熊本県は 10% 半ばの割合である。福島県の同割合が最も低い。福島県の場合、一般会計の規模が大きいため、一般会計に対する特別会計の割合は、3% 台の値である。福島県監査委員の同審査意見書には「平成 26 年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入が 2 兆 865 億 7,703 万 7,584 円、歳出が 1 兆 9,649 億 6,628 万 8,090 円となり、前年に比較して、歳入で 7.5%、歳出で 9.5%それぞれ増加した。前年度に比較して一般会計歳入歳出決算額は増加し、東日本大震災及び原子力災害等の対応に係る事業費が極めて多額になったことなどにより、引き続き、県政史上最大規模の決算及び歳入・歳出の構造となっている。」と説明している。

平成26年度分各県歳入歳出決算比較

source：各県歳入歳出決算審査意見書（単位：千人、百万円、%）

注）平成26年10月1日人口は、総務省統計局の公表している数値を使用

都道府県	人口 平成26年 10月1日現在	一般会計 歳入	一般会計 歳出	特別会計 歳入	特別会計 歳出	(歳入) 特別/一般	(歳出) 特別/一般
熊本県	1,794	775,583	753,911	129,129	119,884	16.65%	15.90%
福岡県	5,091	1,724,065	1,689,449	626,393	616,495	36.33%	36.49%
鹿児島県	1,668	794,259	774,610	213,106	211,433	26.83%	27.30%
長崎県	1,386	702,521	683,634	56,394	53,458	8.03%	7.82%
佐賀県	835	447,338	432,968	107,892	104,773	24.12%	24.20%
大分県	1,171	589,787	574,090	132,904	131,292	22.53%	22.87%
宮崎県	1,114	585,635	573,926	118,273	115,877	20.20%	20.19%
沖縄県	1,421	749,816	736,294	110,363	105,575	14.72%	14.34%
群馬県	1,976	699,718	684,743	156,006	153,516	22.30%	22.42%
福島県	1,935	2,086,577	1,964,966	81,817	75,950	3.92%	3.87%
岡山県	1,924	677,722	671,519	315,641	306,564	46.57%	45.65%
三重県	1,825	713,156	701,176	155,950	152,021	21.87%	21.68%

(3) 特別会計全般に関する意見

	指摘事項の概要	詳細 頁
全般的 事項	<p>(ア)特別会計に関する県議会審議について</p> <p>特別会計に関する県議会の審議状況を常任委員会議事録で確認した。</p> <p>担当課から説明がなされ、各特別会計に関する審議がなされているが、特段に時間を割いての審議はなく、特別会計に大きな問題はないと判断した。</p>	22
	<p>(イ)特別会計の繰越金の水準について</p> <p>平成28年4月に発生した熊本地震からの復旧・復興に向けて、今後、多額の予算を必要とすることになる。この資金をどのように調達するかが大きな課題である。国からの支援、県債の発行によるところが大きいであろうが、各特別会計における事業計画を見直し、そして必要額以上の繰越金を一般会計へ繰り出すことにより一部資金を捻出することも検討する価値がある。</p> <p style="text-align: center;">< 一案 適正な繰越額の考え方 ></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>各々の事業に特徴があり、一律に繰越額を定めることは困難であるが、次のような視点で繰越額に対する考え方を共有することが有用である。</p> <p>① 見直すべき時期にある事業については、事業の見直しを行い、適正な事業規模（繰越金）を維持しながら、超過分は、一般会計へ繰り出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業振興資金特別会計 ・ 臨海工業用地造成事業特別会計 ・ 県立高等学校実習資金特別会計 ・ 市町村振興資金貸付事業特別会計 ・ 収入証紙特別会計 <p>② 関係する基金をもつ特別会計は、基金残高も考慮して、適正な事業規模（繰越金）を維持しながら、超過分は、一般会計へ繰り出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本港周辺海域漁業振興基金 ⇔ 臨海工業用地造成事業特別会計 ・ 県立高等学校実習基金 ⇔ 県立高等学校実習資金特別会計 ・ 育英資金貸与基金 ⇔ 育英資金等貸与特別会計 <p>③ 毎期の繰越金が概ね一定額にある特別会計にあつては、事業費額と比較して妥当な繰越額、例えば年間事業費額の半年分を認めるとし、超過部分は、一般会計へ繰り出す。</p> <p>④ 貸付事業については貸付残高から回収される見込み額も考慮して事業に必要な事業費額及び繰越金を計画し、超過部分は、一般会計へ繰り出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業振興資金特別会計 ・ 林業改善資金特別会計 ・ 沿岸漁業改善資金特別会計 ・ 母子父子寡婦福祉資金特別会計 ・ 育英資金等貸与特別会計 ・ 市町村振興資金貸付事業特別会計 </div>	23

平成 27 年度歳入額、歳出額及び繰越額

(単位：千円)

N O	特別会計名	歳入額		歳出額	翌年度 繰越額	備考 一案一 通 正な繰越額 の考え方
			内前年度 繰越額			
1	中小企業振興資金特別会計	3,531,442	1,623,356	1,850,142	1,681,300	① ④
2	高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計	543,376	413,405	385,280	158,096	
3	港湾整備事業特別会計	3,341,399	541,850	2,830,834	510,564	
4	臨海工業用地造成事業特別会計	614,191	529,058	72,816	541,375	① ②
5	流域下水道事業特別会計	3,861,103	713,398	3,256,838	604,265	
6	林業改善資金特別会計	2,349,916	785,757	1,504,497	845,419	④
7	沿岸漁業改善資金特別会計	427,853	326,039	58,321	369,532	④
8	就農支援資金貸付特別会計	-	-	-	-	
9	母子父子寡婦福祉資金特別会計	211,744	121,364	71,828	139,915	④
10	県立高等学校実習資金特別会計	348,525	89,001	244,330	104,195	① ②
11	育英資金等貸与特別会計	2,139,874	1,157,565	1,295,622	844,252	① ④
12	市町村振興資金貸付事業特別会計	2,967,723	2,715,239	333,909	2,633,814	① ④
13	収入証紙特別会計	2,976,401	229,287	2,742,903	233,497	①
14	公債管理特別会計	93,588,010	-	93,588,010	-	
15	チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計	9,287,500	-	9,287,500	-	
	合計	126,189,065	9,245,322	117,522,836	8,666,228	

(ウ)大型施設開発について

大型施設の整備については課題が多く、自治体としても慎重な検討と事後的な評価が必要である。

- a. 公共性を伴う大型施設開発は自治体主導で行うことが望ましいこと
- b. 大型施設は、その開発に比較的長い期間を要すること
- c. 大型施設開発は、多額の予算を必要とすること

d. 開発事業が始まれば、その途中で事業の中止或いは見直しが行いづらいこと

今回の外部監査対象にした「臨海工業用地造成事業特別会計」の事業の中に熊本港の整備事業があった。事業の詳細については、「臨海工業用地造成事業特別会計」に関する記述を見ていただきたい。

今後、もし同様の大型施設の開発が進行した場合、過去の事例の検討結果を生かし、計画の途中であっても事業の見直しができる柔軟性が必要である。

(エ)未収金の管理について

① 未収金対策強化について

熊本県が実施する貸付事業は複数存在しており、各事業において未収金対策が課題となっている。熊本県では、未収金対策連絡会議（平成 15 年設置）において、未収金対策強化に向けた取組みを推進している。未収金の未然防止や回収に向けた取組み等のノウハウを共有するなど、全庁的に債権管理事務の適正化を図っている。

未収金の推移

	年度末未収金額	前年対比増減額	同増減率
平成21年度	8,811,818 千円	—	—
平成22年度	8,829,231 千円	17,413 千円	0.20%
平成23年度	9,300,737 千円	471,506 千円	5.34%
平成24年度	8,709,309 千円	▲ 591,428 千円	-6.36%
平成25年度	8,166,472 千円	▲ 542,837 千円	-6.23%
平成26年度	7,557,341 千円	▲ 609,131 千円	-7.46%
平成27年度	7,008,613 千円	▲ 548,728 千円	-7.26%

今後は、弁護士、債権回収実務経験者等を活用し、更に未収金対策を全庁的に取組強化していくことが期待される。

② 違約金の調定のタイミングについて

違約金の調定については、「熊本県会計規則」に明示されていないために、取扱いがまちまちになったり、違約金が調定されないリスクが存在する。例えば、最終元金償還後に違約金を調定するにしても、途中の違約金に関する情報を元金残高情報と一緒に作成し、管理簿を「見える」形にしていくことが大事である。

③ 不納欠損処理の実務上の手続きについて

現状、不納欠損処理については、金額にかかわらず会計管理者の合議後の知事決裁となっている。この不納欠損処理までの一連の作業として、担当者が調書を作成し、管理事務所所長、課長、監理課長、部長、会計課長、出納局長、副知事、県知事の決裁を得ている状況である。

確かに未収債権を、徴収できないものとして処理することから、厳密な手続が求められ、安易な不納欠損処理があってはならないが、業務の効率性を勘案して、不納欠損処理の知事決裁を受けるまでの一連の決裁について、数値基準を設けるなどの運用方法の検討が必要であると考ええる。

(オ) 県債管理について

① 財政課と会計課の情報の共有について

現在、県債の発行管理については総務部財政課が担当している。また、熊本県の余剰資金については、出納局会計課が一括して運用を行っており、財産運用収入を各課に分配している。

運用のスパンと、資金調達のスパンには違いはあるが、定期的に情報を交換する機会を設け、情報を共有することで、資金の調達・運用面により適切な意思決定に資するものと考ええる。

② より幅広い民間資金の活用について

現在熊本県が銀行等引受債の発行のために活用している金融機関は、地銀2行、熊本県内の信用金庫4庫、九州労働金庫である。

引受先別県債発行額の推移（単位：億円）

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
市場公募債	257	277	261	192	122
銀行等引受債	352	396	442	473	592
公的資金	444	441	471	375	281
合計	1,054	1,114	1,174	1,041	995

平成20年度までは民間資金（市場公募債及び銀行等引受債）の割合は8割強であったが、平成21年度以降は経済対策の実施や臨時財政対策債の増加等により、公的資金の割合が増加した。その後、公的資金割合は減少傾向となったことから、平成27年度の民間資金割合は7割弱となっている。

1. より安定的な資金の確保

熊本県は、安定的な資金を確保するために、熊本県内の金融機関について優先的に引受に関する照会を行っている。しか

	<p>し、県内信用金庫の引受可能額は1～2億円と少額であり、また平成 27 年度においては引受を辞退する金庫も発生している。よって、県内の金融機関に固執することは、必ずしも安定的な資金確保に有益とは言えない可能性がある。</p> <p>2. 銀行等引受債の調達コストについて</p> <p>県債を発行する際、国債の利率、他県の状況等の情報を収集するとともに、取引実績のある金融機関に対して県債の引受可能額及び金利等について調査を実施している。集めた情報をもとに、熊本県としての金利の希望案を作成し、全金融機関が同じ利率で引き受けてもらえるよう交渉をしている。</p> <p>しかし、照会を実施していない他の金融機関でより低い金利により調達できる可能性がないとはいえない。より広い範囲で照会をかけ、低い金利で調達できる可能性を模索する必要がある。</p> <p>今後、ますます民間金融機関からの資金調達の重要性が増すものとする。今後はこれら以外にも、保険会社、JAバンク等の金融機関の活用も検討する必要があると考える。</p>	
--	--	--

(4) 各特別会計に関する指摘事項

特別会計名	指摘事項の概要	詳細頁
高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計	<p>(カ)城南工業団地普通財産貸付要綱について</p> <p>城南工業団地普通財産貸付要綱では、すべからく事業用定期借地権の設定（10年以上30年未満）を締結するものとされているが、一部に県有普通財産貸付事務処理要領に基づいた貸付契約が存在し、3年で契約されているものが存在する。現実にあわせるなら、城南工業団地普通財産貸付要綱の修正が必要である。</p> <p>(キ)城南工業団地の譲渡先の資力の確認の不明瞭さについて</p> <p>譲渡先の選定にあたって判断基準を明確にすべきであり、基準を満たさない選定にあっては判断根拠を文書化すべきである。</p>	60
港湾整備事業特別会計	<p>(ア)固定資産管理について</p> <p>港湾法施行規則第14条第4項に基づく港湾台帳の管理が、適切に行われていない。</p>	67

臨海工業用地造成事業特別会計	<p>(ア)熊本港周辺海域漁業振興事業補助金で購入する物品について</p> <p>熊本港周辺の漁業者に対する漁業補償として、1漁協5百万円を限度に毎年熊本港周辺海域漁業振興事業補助金支出しているが、その補助事業対象は、漁業組合が行っている活動をほぼ網羅的に記載されていることから、結果的に補助金を何にでも使用可能な状態になっている。</p> <p>他の補助事業と同様に詳細な要件を課し、漁業の振興に本当に関連のある支出だけに絞る必要がある。</p>	73
母子父子寡婦福祉資金特別会計	<p>(ア)支援員の活動に関する経費の負担について</p> <p>支援員の旅費交通費等の活動費について、支援員の活動報告書をもとに時間集計するなどし、関係する事業で実態に即して按分負担することが妥当であるが、現在行われていない。</p>	103
育英資金等貸与特別会計	<p>(ア)貸付金の残高管理について</p> <p>育英資金等貸与管理システムと会計上の残高が一致しなかった。また、現時点において、管理システムを使用して、任意の時点における正確な残高が集計できないことが判明した。</p> <p>毎年度末において、会計上の残高と管理システム上の残高を必ず突合すること。不一致の場合は是正する等、会計帳簿と管理帳簿の整合性を確保する必要がある。</p>	122
チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計	<p>(ア)公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の資産管理について</p> <p>公益財団法人水俣・芦北地域振興財団が出資しているチッソ(株)子会社A社は、5年以上も休眠状態である。同財団を監督する立場にある県としては、同財団に今後の対応を検討するよう指示すべきである。</p>	160

(5) 各特別会計に関する意見

特別会計名	意見の概要	詳細頁
中小企業振興	<p>(ア)高度化資金制度の運用について</p> <p>設備導入資金事業は、平成33年3月末で廃止となるが、同時に行</p>	53

<p>資金特別会計</p>	<p>っている高度化資金事業については、平成 33 年 4 月以降も継続して実施する予定である。現時点では当該特別会計を廃止して、新たに高度化資金のための特別会計を設置するか、それとも現在ある特別会計をそのまま利用するか否かは未定である。</p> <p>高度化資金事業については、特別会計を設けて管理するほどの事業規模はなく、特別会計を設けず、一般会計の中で制度を運用することを検討してはどうか。</p> <p>特別会計を設置せず、一般会計の中で当該制度を運用すれば、繰越金が有効に利用できるようになる。</p> <p>(イ) 徴収停止の制度について</p> <p>当該特別会計には、多額の収入未済額が存在する。債権の回収停止或いは免除にかかる要件を明文化し、例えば、徴収停止をした債権について、保全業務の何を省略できるか等を定め、事務の効率を図るべきである。</p> <p>但し、安易に債権カットとならないように慎重な対応が必要である。</p> <p>(ウ) 熊本県による直接支援から、間接支援への転換について</p> <p>融資業務は非常に専門性が高く、特に融資時の審査業務は高い経験と知識が必要とされる。これに対して、熊本県の融資においては、中小企業診断士の協力はあるものの、基本的には県職員が融資業務を実施していることから、経験及び知識のうえで一定の限界が存在する。</p> <p>当該融資制度の趣旨は経営上のリスクが高く、金融機関の融資を受けることが困難な中小企業に対して、熊本県が融資することで、中小企業の経営を支援することにある。よって、熊本県が直接融資することは絶対的に必要な要素ではないと考える。</p> <p>直接融資するのではなく、間接支援に切り替える方向性が必要であると考える。</p>	
---------------	---	--

<p>高度技術研究 開発基盤整備 事業等特別会計</p>	<p>(ア) 事務効率の改善について</p> <p>貸付料の改定に伴い必要とされる保証金の額も変更になるため、その都度、差額の精算がなされているが、費用対効果を鑑み、例えば、貸付料の改定が2万円以内の場合、保証金の額は据え置きにする等事務簡略化を検討してはどうか。</p>	<p>62</p>
<p>港湾整備事業 特別会計</p>	<p>(ア) 繰越金の水準について</p> <p>平成26年度、27年度は、500百万円超の繰越金となっているが、年度末をまたいだ港湾修繕事業を実施していること及び八代港の物流拠点機能向上事業を実施していることが主な要因であり、繰越明許費設定申請書を作成のうえ、議会承認を経ており、適正な手続のもと繰り越されている。</p> <p>八代港のコンテナターミナルの移設が主な内容であり、その事業内容からすると、繰越金額についても異常に多額なものではないと考える。</p> <p>(イ) 固定資産の管理及び有効活用について</p> <p>港湾法及び港湾法施行規則並びに熊本県財産条例では遊休資産に関する規定がなく、港湾施設については、遊休資産の調査の有無や、遊休資産が発生した場合の対応等のルールがない。</p> <p>港湾施設等の特別法等に基づき管理している施設以外の県有財産については、「未利用財産の利用調整及び処分の手順」を定め、随時、遊休資産の処分等を行っている。資産の有効活用の観点から、遊休資産の発生の確認手続、その後の資産の活用方法の検討等を一定のルールとして規定を設けることを検討すべきである。</p>	<p>68</p>
<p>臨海工業用地 造成事業特別会計</p>	<p>(ア) 繰越金の水準について</p> <p>平成26年度に一般会計に358百万円を繰出し、現在5億円の繰越金が特別会計に存在しているが、この5億円を残した根拠については特に存在していない。</p> <p>当該特別会計については、用地を売却した収入によりその後の分譲に係る費用や管理費用を賄う目論見であったが、開発コストの高騰により分譲価格が高くなり、熊本港の用地売却が思ったように進まなかったことから、第二次分譲計画も棚上げとなり、資金の当面の使用予定もない。</p>	<p>75</p>

	<p>今後の事業展開を検討したうえで、必要な繰越金の水準を求め、適正な繰越金残高を維持することが必要である。</p> <p>(イ) 補助金支給後の検査について</p> <p>補助金で購入した資産については、耐用年数が経過するまでは勝手に処分することが禁じられているが、耐用年数経過までの期間における実在性の確認の有無についてヒアリングしたところ、現在積極的には確認していないとのことである。</p> <p>現実に保有しているか否か、定期的に検査をすることが望まれる。</p> <p>(ウ) 漁業補償について</p> <p>熊本港の漁業補償については、埋め立て時に消滅補償を実施したうえで、さらに熊本県熊本港周辺海域漁業振興基金を設置し、漁業補償を現在も継続している。</p> <p>熊本港の漁業補償が長期継続している理由としては、熊本港は現在も埋め立てが継続しており、影響が確定していない点が考えられるが、金額の根拠が存在しておらず、また他の漁協との公平性の観点からも補償としては問題があると考ええる。</p> <p>今後同様の漁業補償が発生した場合、今回の反省を生かし、公平性のある明瞭な基準による漁業補償がなされることを希望する。</p> <p>(エ) 熊本港の事業計画見直しについて</p> <p>熊本港の整備事業は昭和 46 年にスタートし、昭和 50 年に計画を決定、昭和 54 年に熊本港大橋工事に着工し、平成 5 年に開港しているが、周りは遠浅であることから、大型船の入港が困難であり、港の利用にも制約がある。さらに、毎年浚渫作業のために多額の費用が発生しており、熊本港を使用する以上は今後も多額の維持費が発生し続ける。</p> <p>熊本港は開港から分譲がなかなか進まず、現在も第二次分譲の予定が立っていない状況下で、熊本港の位置づけを再検討し、臨海工業用としての造成事業を継続するか否かを再検討する時期にあると考える。</p>	
流域下水道事業特別会計	<p>(ア) 指定管理者の公募期間等について</p> <p>平成 23 年度の包括外部監査への改善措置により一定の改善は見られたものの、アンケートの実施、公募期間の見直し等で入札者数の拡大を図り、競争性の確保が実現されるような取り組みが望まれる。</p>	82

	<p>(イ) 指定管理業務の契約相手について</p> <p>指定管理業務の契約相手の実態把握については、過去の包括外部監査でも議論されているが、ガバナンス面など、まだ、十分でない案件が存在した。実地調査では、入出金が伴う部分の調査に留まっているため今後は、指定管理者の実態やガバナンスに関してまで調査を行うことが、契約相手の妥当性を判断するうえで重要と考える。</p> <p>(ウ) 需用費の計上について</p> <p>特別会計と一般会計に共通して発生する需用費に係る予算の使い方について、ある広域事務所において、特別会計予算額を7月までの費用に振り分け、8月以降は一般会計としている事案があった。</p> <p>予算金額はわずかな金額であっても、予算額を超える部分は一般会計としたのでは、当該特定事業の特別会計が実際を反映したものとならない。効率的に事務を行う意識は大事であるが、実際の執行に沿った処理を行うべきである。</p> <p>(エ) 使用備品整理簿への計上基準について</p> <p>熊本県物品取扱規則の運用（通達）において、公印、執務用の机、椅子、ロッカー等は30,000円未満でも使用備品整理簿で管理する必要があり、適正に記載されていたものの、所管課へのヒアリングの時点では記載の必要性について明確な根拠は得られなかった。記載漏れを防ぐうえで、熊本県物品取扱規則の運用について（通達）の周知徹底が望まれる。</p>	
<p>林業改善資金特別会計</p>	<p>(ア) 繰越金の水準について</p> <p>過去5年の林業・木材産業改善資金事業実績からすれば、5年間の貸付件数：68件、5年間の貸付実績：164,898千円であり、一件当たり貸付平均金額は2,500千円弱である。数値上は、償還額からだけでも新規貸付32件分の回収がある状況である。</p> <p>今後、資金需要が減少する一方貸付金の回収が進めば更に繰越金は増加するものとする。当該林業・木材産業改善資金事業に必要な資金の見直しを行い、超過部分は一般会計へ繰り出すべきである。</p>	<p>91</p>
<p>沿岸漁業改善資金特別会計</p>	<p>(ア) 事業の効率性について</p> <p>本事業の目的として、「沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資すること」が挙げられているが、このうち「漁業生産力の増大」に対して本事業がど</p>	<p>95</p>

	<p>の程度効率的に機能しているかを数値上で確認できるようにするため、1つの分析の試みとして漁獲高を切り口として他県との比較を行った。単位漁獲高当たりの貸付金残高について、データの取得できた10自治体のうち、熊本県のみが1万円を超えて25千円に達している。</p> <p>事業の効率性を検討するうえで、漁獲高と沿岸漁業改善資金の貸付だけをもって、事業の効果（効率性等）を考える事には無理があるかもしれないが、当該事業規模を検討する上で参考にして頂きたい。</p>	
<p>母子父子寡婦福祉資金特別会計</p>	<p>(ア) 繰越金の水準について</p> <p>繰越金については、一定の算定ルールが存在しており、算定式で求めた金額以上に繰越金が発生した場合、超過額について国に返還する必要がある。</p> <p>現時点ではこの限度額を超過していないが、当該繰越金について、貸付状況を踏まえた適正残高を求め、これを超過する部分について国に返還することとすれば、3分の1については熊本県も一般会計に繰り入れることができ、財政に余裕が出る。直近の貸付状況を考慮した繰越金残高に抑制し、できる限り余分な資金を特別会計で拘束することを避けるべきである。</p> <p>(イ) チェックリストの作成について</p> <p>融資の申請書類の提出について、支援員が個人的に作成したものは存在しているものの、熊本県として統一されたチェックリスト等は存在していない。</p> <p>融資業務の品質を維持し、また利用者の利便性、効率性を考えると、統一されたチェックリストを作成する必要がある。</p> <p>(ウ) 支援員の契約形態について</p> <p>当該事業の支援員は短期雇用契約であり、最大10年まで契約の延長が可能となっている。</p> <p>融資に関する業務は、非常に専門的知識が要求されるものであり、支援員の雇用条件について、長期安定的な契約とすることで、より利用者及び熊本県にとって利便性が上がる可能性もある。</p> <p>(エ) 制度の利用率向上のための努力について</p> <p>母子父子寡婦福祉資金の貸付額の推移をみると、ここ数年減少傾向がみられる。</p>	<p>103</p>

	<p>熊本県の融資制度に関するホームページを充実させ、対象者が閲覧する可能性が高いサイトにリンクを貼る等、若い世代の目につくような広報手段を検討する必要がある。</p> <p>(オ) 市町村との連携について</p> <p>当該事業における融資の申請窓口は市町村であり、それを地域振興局で審査する流れとなっている。このため、制度に関する情報は、市町村が運営するホームページに掲載していることが多い。</p> <p>熊本県がホームページの内容を充実させ、これに各市町村はリンクを貼るようにすることで、市町村のホームページの更新の負担を軽減或いはホームページのコンテンツを提供し、熊本県が作成しているホームページと同程度の情報提供ができるホームページの作成を支援する必要がある。</p> <p>(カ) 同種の目的を持つ他の事業との連携について</p> <p>母子父子寡婦福祉資金と同様の機能をもつ事業として、育英資金事業が存在するが、育英資金の方でも成績基準を無くしていることから、実質的に制度の対象者が重複している。両方の融資制度の条件を満たしている場合、いずれの制度を薦める方針となっているかヒアリングしたところ、現時点では特に両部署での調整はとられていない。</p> <p>状況に応じていずれの制度を薦めるべきか、両課での検討が必要である。</p> <p>(キ) 未収金について</p> <p>未収金が発生している原因について支援員にアンケートを実施した。</p> <p>未収金が発生する原因を把握し、当該事業の制度理解、納付方法の利便性の向上、支援員の増員等検討すべきである。</p>	
<p>県立高等学校 実習資金特別 会計</p>	<p>(ア) 予算要求資料通知書の整備について</p> <p>予算編成は年度の実習計画に基づいて、実習に必要な支出額及び実習による売払収入等の収入額を数値化することで、収支の側面から実習計画に寄与する重要な役割がある。</p> <p>予算編成作業の精度を上げるために、予算要求資料通知書について、基本的な考え方、収入の考え方、支出の考え方など必要な情報が明記されるよう、見直しが必要である。また、所管課である高校教育課においても、見直された予算要求資料通知書に基づいて予算</p>	<p>112</p>

編成されているかのチェック体制を整えることが必要である。

(イ) 歳出金額とする光熱水費相当額について

実習に係る光熱水費については、一般教育と実習教育での使用が混在しており、実習に係る実費相当額の算出が困難である。そのため便宜的に、平成 19 年度以降、過去の財産売払収入（平成 27 年度においては平成 22 年から 25 年度の平均値）の 7%相当額を光熱水費相当額として一般会計へ繰出している。

しかし、光熱水費については、畜産、林業園芸、食品加工など各学校で実習の内容により異なるものである。そのため光熱水費相当額の算定にあたっては、各学校の過去のデータ及び実習内容をもって算定し、学校ごとの管理が妥当と考える。

また、光熱水費相当額の算定については平成 19 年度以降、変更されておらず、電気料金及び水道料金の改定もあることから少なくとも 3 年に 1 度の見直しは必要である。

(ウ) 各学校の繰越金の使用を当該学校に限定することについて

各学校の過去の収支差額である繰越金については、繰越金の生じた学校にそのまま帰属し、翌年度以降の実習経費として使用されているが、繰越金の推移をみると、残高に大きな差異がある。

実習に係る支出については、すべての支出が実習に係る収入で賄われているわけではなく、実習棟の建設や多額の設備投資など産業教育設備整備として一般会計での負担となる場合もある。この様なことから、繰越金の使用については、学校ごとに限定するのではなく、繰越金残高の大きい学校から少ない学校への振り分けなど当特別会計内で実習資金の活用を図り、熊本県全体の農業高校に対する実習教育の充実・レベルアップを図っていくことが重要であると考える。

(エ) 熊本県立高等学校実習基金について

熊本県立高等学校実習基金の使途・目的は、災害復旧費用と実習に使用する設備のうち、単年度で購入できない規模の設備の取得または更新のための積立である。

災害復旧費用に係る実習基金積立額については、災害を想定した見積もりであることもあり、予定額及び支出予定年度の想定は困難である。現状は、災害時のビニールハウスの取換費用等具体的な設備を想定し金額を算定しているが、各学校で想定する設備の範囲が大きく異なっている。災害復旧費用に係る実習基金積立額については、

	<p>設備の取換費用相当額ではなく、例えば財産売払収入の4分の1等一定割合とすることや財産売払収入のうち作物のみの年間売払収入の金額を相当額と仮定する等収入金額に着目した方法も客観性のある金額となると考える。また、実習基金積立については、「県立高等学校実習資金特別会計」の次期繰越額を減少させるおそれがあるため、計画に基づいた基金積立（当該特別会計でいうところの「基金繰出金」）であることを所管課である高校教育課でチェックすることも重要である。</p> <p>(オ)「県立高等学校実習資金特別会計」制度の意義について</p> <p>平成18年7月に実習資金特別会計制度検討会により当該特別会計の存続の検討が行われているものの、当該検討会メンバーは、実習校関係者のみによる検討であり、客観性に欠ける側面がある。</p> <p>教育環境、経済環境等の変化に対し、当該特別会計に対する考え方、運営方法等についても再検討が必要な時期に来ているのではないかと考える。</p>	
育英資金等貸与特別会計	<p>(ア)管理システムに関する統制について</p> <p>県の出納を管理する会計システムにおける収入・支出額と、管理システムにおける回収・貸付額は、一致していなければならない。またこれと併せて、県の会計上「期首貸付残高（過年度における支出額－収入額の累計額）＋支出額－収入額」で算定される貸付金残高と、管理システムで集計する貸付金の残高との一致を確かめなければ、万が一、いずれかのシステムで処理漏れもしくはエラー等が生じた場合に、両者間の不一致が生じてしまうことになる。</p> <p>従って、フローチャートで示すように貸付・回収の各業務の最後に、「会計上あるべき貸付金残高と照合する」という「チェック」のプロセスが重要である。</p> <p>(イ)管理システムのセキュリティについて</p> <p>管理システムのセキュリティ上、次のような対処策が望まれる。</p> <p>① データベースのレコードの更新については、特定のデータベースソフト内の正規のメニュー以外からは更新できないようにする。また、そのような設定が可能なデータベースソフトを使用する。</p> <p>② やむを得ず、データベースのレコードを直接修正する必要がある場合には、その操作履歴が自動的に記録され、その操作を行った者以外の者がこれを確認できるようなプログラムを組み込む。なおかつ、</p>	123

	<p>処理の結果について、処理を行った担当者の上席者が確認を行う。</p> <p>(ウ) 管理システムの災害対策について</p> <p>現在、管理システムのデータベースは所轄部署内に設置しているサーバで管理しているが、当該データのバックアップは、当該サーバ内のみで管理されている状況である。</p> <p>定期的に外部媒体にデータのバックアップを取り、遠隔地で保管するといった対策をとることが望まれる。</p> <p>(エ) 基金の必要性について</p> <p>近年においては少子化の影響で育英資金の支出も減少傾向にある。逆に元利収入については過去に貸出額の大きかった時期の回収が進むことで増加することが見込まれ、結果としていずれは貸出支出と回収とで収支の均衡が保たれるようになることが考えられる。今後の資金貸与事業において、収入が支出を上回る状況になれば、基金の残高（平成 27 年度末残高は 191,387 千円）についても一般会計に繰戻す検討をすべきではないかと考える。</p>	
<p>市町村 振興資 金貸付 事業特 別会計</p>	<p>(ア) 繰越金の水準について</p> <p>他県と比較し、貸付事業のために資産がプールされているにもかかわらず、本来の事業のために利用されている割合が比較的低いということができ、その分、当該特別会計で保有している資産の活用につき、有効度が比較的低くなっているということが出来る。</p> <p>一般会計への繰出金の計画をより早期化し、資産利用の効率性を早期に高める努力をすべきではないかと考える。</p> <p>(イ) 貸付事業の今後の方向性について</p> <p>下記理由等から当該事業の見直しの検討が必要である。</p> <p>① 「今後、市町村においては、公共施設等の除却の需要が出てくるものと考えられる」という説明に対し、平成 31 年度以降の資金需要見込みに反映されておらず、貸付・回収計画の見直しが必要であること</p> <p>② 自治体の資金調達方法も多様化し、あるいは制度の簡素化等している中、当該事業の存在意義の再検討が必要であること</p> <p>③ 資産の有効活用の面からも、利用度が低い貸付事業については廃止するか、利用度をあげるか、いずれかの目的をはっきりさせたいうえで存否を判断する時期にあること</p> <p>④ 今後の動向について、明確な見通しを立てることは難しいものの、</p>	<p>135</p>

	<p>国全体として人口が減少傾向にある中、以前のように資金需要が増えることは考えにくいこと</p> <p>⑤ 6億円余りの貸付金が無利子で運用されていること</p>									
<p>収入証紙特別会計</p>	<p>(ア) 過年度意見に対する今後の対応について</p> <table border="1" data-bbox="561 488 1329 974"> <thead> <tr> <th data-bbox="561 488 954 517">意見の内容（要約）</th> <th data-bbox="954 488 1329 517">改善措置（要約）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="561 517 954 719"> <p>① 熊本県が採用する会計処理方法によれば、紛失等により書類に貼付されることが見込まれない証紙については、特別会計の残高として残るだけで、一般会計収入に振替えられる可能性がない。今後運用方針を見直す必要がある。</p> </td> <td data-bbox="954 517 1329 719"> <p>収入証紙制度に係る歳入歳出は、一般会計と区分しておく必要があり、また紛失等により回収が見込まれない証紙を把握することは困難であるため、収入証紙特別会計内で管理している繰越金の一部を一般会計へ振替えることはできない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="561 719 954 801"> <p>② 指定金融機関に対し、収入証紙の管理を委託しているが、委託料等が支払われていない。</p> </td> <td data-bbox="954 719 1329 801"> <p>手数料等の取扱については、今後適宜、関係所管課との協議・検討を進める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="561 801 954 974"> <p>③ 収入証紙の取扱についてはいくつかの問題点があることから、コンビニ収納や、現金による納付等、新たな手数料収納方法も検討すべきである。</p> </td> <td data-bbox="954 801 1329 974"> <p>現金を取り扱わないことによる安全性や利便性、効率性の面で有用であり、新たな収納方法の導入に関するイニシャルコスト・ランニングコストも考慮する必要があるため、当面現状を維持する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>上記意見②に対する回答については、今後の協議等の進展を待つほかないが、①及び③については改めて検討を要する点ではないかと考える。</p> <p>例えば、①については「紛失等により回収が見込まれない証紙を把握することは困難であるため、収入証紙特別会計内で管理している繰越金の一部を一般会計へ振替えることはできない。」としているが、それでは半永久的に繰越金のままとなる可能性がある。また、③についても社会は変化してきており、県民からみた利便性という観点からも見直しの議論があってもいいのではないかと考える。</p> <p>(イ) 証紙特別会計の見直しについて</p> <p>「繰越金の残高を特別会計に残しておくことの是非」につき、「回収が見込まれない証紙を把握することは困難」であることを理由に、「繰越金の一部を一般会計に振替えることはできない」としている。そもそも繰越金の内訳が正確に把握できない性質のものを、繰越金として残しておくことに問題があるのではないかと。</p> <p>年間ベースで取扱金額が大きく、当該手数料収受に関する証紙の売りさばき場所が決まっている項目（自動車運転免許更新関係、衛生関係手数料、等）は、売りさばき人が指定金融機関から証紙を購入した時点で当該部署の収入に計上し、そうでないものについては売りさばき時点で、例えば会計課の一般会計における雑収入として</p>	意見の内容（要約）	改善措置（要約）	<p>① 熊本県が採用する会計処理方法によれば、紛失等により書類に貼付されることが見込まれない証紙については、特別会計の残高として残るだけで、一般会計収入に振替えられる可能性がない。今後運用方針を見直す必要がある。</p>	<p>収入証紙制度に係る歳入歳出は、一般会計と区分しておく必要があり、また紛失等により回収が見込まれない証紙を把握することは困難であるため、収入証紙特別会計内で管理している繰越金の一部を一般会計へ振替えることはできない。</p>	<p>② 指定金融機関に対し、収入証紙の管理を委託しているが、委託料等が支払われていない。</p>	<p>手数料等の取扱については、今後適宜、関係所管課との協議・検討を進める。</p>	<p>③ 収入証紙の取扱についてはいくつかの問題点があることから、コンビニ収納や、現金による納付等、新たな手数料収納方法も検討すべきである。</p>	<p>現金を取り扱わないことによる安全性や利便性、効率性の面で有用であり、新たな収納方法の導入に関するイニシャルコスト・ランニングコストも考慮する必要があるため、当面現状を維持する。</p>	<p>143</p>
意見の内容（要約）	改善措置（要約）									
<p>① 熊本県が採用する会計処理方法によれば、紛失等により書類に貼付されることが見込まれない証紙については、特別会計の残高として残るだけで、一般会計収入に振替えられる可能性がない。今後運用方針を見直す必要がある。</p>	<p>収入証紙制度に係る歳入歳出は、一般会計と区分しておく必要があり、また紛失等により回収が見込まれない証紙を把握することは困難であるため、収入証紙特別会計内で管理している繰越金の一部を一般会計へ振替えることはできない。</p>									
<p>② 指定金融機関に対し、収入証紙の管理を委託しているが、委託料等が支払われていない。</p>	<p>手数料等の取扱については、今後適宜、関係所管課との協議・検討を進める。</p>									
<p>③ 収入証紙の取扱についてはいくつかの問題点があることから、コンビニ収納や、現金による納付等、新たな手数料収納方法も検討すべきである。</p>	<p>現金を取り扱わないことによる安全性や利便性、効率性の面で有用であり、新たな収納方法の導入に関するイニシャルコスト・ランニングコストも考慮する必要があるため、当面現状を維持する。</p>									

	<p>計上し、その後各部署での証紙の回収実績に応じて収入金額を振替えるという方法でもよいのではないかと考える。このようにすれば、各年度において「販売したが未使用」となった証紙については、当年度の「雑収入」として整理されることになり、少なくとも特別会計で繰越金として残置することはなくなる。</p> <p>この方法を採用するとした場合、例えば、過去の分は今後10年間繰越金で管理するという暫定処置で対応し、10年後残置されている額は一括で一般会計に繰り戻し、今後収入証紙売却分は、年度毎に完結するという方法でもよいのではないかと考える。</p> <p>(ウ) 証紙以外による手数料の収受について</p> <p>昨年(平成27年度)の報告書(平成27年度包括外部監査報告書65ページ)でも述べられているとおり、少なくとも現金導入に関するイニシャルコストとランニングコストの見込額を比較した限りにおいては、経済性の面から言って現金収受の導入を検討する余地は十分あるものと考えられる。</p>	
<p>公債管理特別会計</p>	<p>(ア) 県債に関わる職員の充実について</p> <p>もし人員を増強することで、金利を少しでも下げることができるのであれば、増員した職員の人件費を上回る効果が得られる可能性がある。</p> <p>取引金融機関の幅を広げること、及び金利の引き下げを実現するために必要であれば、人員の増強を検討する必要がある。</p>	<p>152</p>
<p>チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計</p>	<p>(ア) チッソ株式会社の返済原資の確認について</p> <p>国の主導でチッソ株式会社に対する支援措置が政策的に行われていることは理解できるが、国、県は、チッソ株式会社に対する支援措置をもっと丁寧に国民に説明すべきであり、情報を公開すべきである。</p> <p>(イ) 水俣病問題に関する情報発信・ディスクロージャの評価について</p> <p>2度と起こしてはならない水俣病に類する公害について熊本県が積極的に水俣病関連に関する情報発信予算を設定し、取り組んでいることは評価できる。</p>	<p>161</p>